

廻はしで寶刀の鞘を拂はねばならぬ時があるかも知れない、さういふ時にしても船員の背後に強力な組合がなくて何うすることも出来るものでない、強力なる組合を作るこことは會員各自の負擔である、若し萬一の變に備ふべく組合に相當の物質的準備が充實し會員相互の精神的結來が鞏固であるなら恐らく大抵の問題は同盟罷業を俟たずして解決することが多からうと思はるさうして最後に一言したいのは此組合の成立は如上對内的關係に於て各自地位の向上と生活保障に資するといふ事のみならず國際的にも日本に強力なる海員組合の存在を知らしむべく意義ある事業に属する以上、自己を中外に辱めざるやう、諸君が一層の努力を望まさるを得ないことである。

報告演説會

五月十七日横濱記念館に於て創立報告演説會を開催したり、當日は碇泊船極めて少數なりしめ乗組僅に三百餘名なりしも組合長其他諸氏の熱烈なる演説は多

船舶國籍證書ヲ受有スル船舶ノ乘組員
簡閱點呼免除方ニ關スル件通牒

(一) 船舶國籍證書ヲ受有スル船舶ノ乘組員ニシテ陸軍々人服役令施行規則第十六條ニ依リ簡閱點呼免除ヲ願出テタルトキハ事實審査ノ上其年簡閱點呼ヲ免除ズヘキ旨陸軍省副官ヨリ當部内關係ノ向ニ通牒シ置ケリ

(大正十年一月二十六日官報)

豫後備役下士官兵中船舶國籍證書ヲ受有スル船舶ノ船員タルモノニシテ海軍下士官兵服役令第三十八條ノ規定ニ依リ簡閱點呼ノ免除ヲ願出スルモノアルトキハ事實已ムヲ得スト認ムルモノニ限り許可差支ナキ旨曩ニ各鎮守府司令長官ニ訓令ノ次第モ有之候條右該當者ニ對シテハ後段ニ依リ點呼免除ヲ受ケシムル様御取計相成可然候右依命申進ス(終)

(參照) 一、陸軍々人服役令施行規則(明治四十四年十二月十一日陸軍省令第十六號)

第十六條 豫備役後備役將校士官兵卒歸休兵又ハ補充兵役ニ在ルモノニシテ已ムヲ得サル事故アリ勤務演習召集ノ猶豫ヲ

習召集ノ猶豫ヲ願フ者ハ其ノ事實ヲ證明シ將官佐官

大なる感動を與へたり

一、開會の辭

組合理事 大道寺謙吉

二、創立經過報告

同 三和國章

三、宣言書朗讀

同 醍醐資祐

四、組合長挨拶

組合長 檜崎猪太郎

右報告挨拶を演説會に移る

本組合顧問山脇武夫 岡崎憲

理事平井敬次郎 宮崎勝之 西向太郎 海員清水繁次 理事中野文夫 友

愛會々長鈴木文治 組合副長濱田國太郎 以上諸氏の熱烈なる演説あり何れも至大の感動を喚起せり。

船員の簡閱點呼

今般陸軍省は一月二十六日の官報を以て船舶に乗組み執務中の船員に對し服役令に依り願出づるときは簡閱點呼を免除すべき旨を發表し海軍省に於ても大體同様なる通達を發したり。其の要領は左の如し。

ニ在リテハ本籍地所管ノ師團長其ノ他ノ地ニ在リテハ本籍地所管ノ聯隊區司令官ニ願出テ許可ヲ受クヘシ但シ下士兵卒ニ在リテハ願書ニ本籍地市區町村長ノ與書證印ヲ受クヘシ聯隊區司令官前項ノ願ヲ許可セントスルトキハ師團長ノ認可ヲ受クヘシ豫備役後備役下士兵卒歸休兵又ハ補充兵役ニ在ルモノニムヲ得サル事故アリ簡閱點呼ノ免除ヲ願ハムトスルトキ亦前二項ニ同シ師團長又ハ聯隊區司令官寄留地ニ於テ勤務演習ヲ爲シ又ハ簡閱點呼ヲ受クヘキモノニ對シ第一項又ハ第三項ノ願ヲ許可シタルトキハ將官佐官ノ勤務演習ニ在リテハ寄留地所管ノ師團長其ノ他ニ在リテハ寄留地所管ノ聯隊區司令官ニ通牒スヘシ二、海軍下士卒服役條令(明治四十三年五月三十日勅令第二百五十號)

第三十八條 鎮守府司令長官ハ豫備役後備下士卒ニシテ已ムヲ得サル事故アル者ニ限リ演習召集ヲ猶豫シ又ハ簡閱點呼ヲ免除スルコトヲ得前項ノ猶豫又ハ免除ヲ受ケムトスルモノハ事由ヲ具シ市町村長ノ證明ヲ受ク在籍鎮守府司令長官ニ願出ツヘシ